

成績評価の基準及び修業年限

○成績評価の基準

学士課程

【福島大学学則】

(成績の評価)

第15条の2 成績は、S、A、B、C及びFの5段階をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

大学院

【福島大学大学院地域デザイン科学研究科規程】

(成績)

第10条 授業科目の試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階で評価し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

【福島大学大学院共生システム理工学研究科規程】

(成績)

第11条 授業科目の試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階で評価し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

【福島大学大学院食農科学研究科規程】

(成績)

第10条 授業科目の試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階で評価し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

【福島大学大学院教職実践研究科規程】

(成績)

第9条 授業科目の試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階で評価し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

【福島大学大学院人間発達文化研究科規程】

(成績)

第11条 授業科目の試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

【福島大学大学院地域政策科学研究科規程】

(成績)

第9条 試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階に評価してS、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

【福島大学大学院経済学研究科規程】

(成績)

第11条 授業科目の試験又は研究報告の成績は、これをS、A、B、C及びFの5種とし、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

単位認定

【福島大学単位認定規程】

(単位の認定)

第3条 単位の認定は、各科目について次の5段階で評価し、SからCを合格とする。

評語	学修成果	評点
S	単位認定基準を満たし、かつ、全ての項目で優秀な学修成果をあげた	90点～100点
A	単位認定基準を満たし、かつ、多くの項目で優秀な学修成果をあげた	80点～89点
B	単位認定基準を満たし、かつ、いくつかの項目で優秀な学修成果をあげた	70点～79点
C	単位認定基準を満たす最低限の学修成果をあげた	60点～69点
F	単位認定基準の学修成果をあげられなかった	59点以下

- 2 評価は、筆記試験、論文、報告書、実技又は平常の成績等によって行う。
- 3 受講する科目の欠席時数が当該科目の総授業時数の3分の1を超えた場合は、原則として当該科目の単位認定は行わない。
- 4 第1項に規定する評価以外に、教育実習等に合格した場合は「G」で、他大学等で修得した科目等を認定された場合は「N」で評価する。

※個々の授業の成績評価に関してはシラバスをご覧ください。

○修業年限

学士課程

【福島大学学則】

(修業年限及び在学期間)

第7条 修業年限は、4年とする。

- 2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第21条及び第21条の2の規定に基づいて入学した者については、修学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

大学院

【福島大学大学院学則】

(標準修業年限)

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

3 教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。